

# 行政書士法人の解散（退会）について

東京都行政書士会事務局

行政書士法人の解散についての手続きは、解散（退会）及び清算終了それぞれの手続きが必要となります。

ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

## 【1】行政書士法人解散（退会）手続

行政書士法人は、他の行政書士法人と合併以外の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を主たる事務所の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届け出ることと規定されています。（行政書士法第13条の19の3項）

### 必要書類

- ・行政書士法人解散（退会）届出書（規定様式）・・・ 2部
  - ・履歴事項全部証明書（解散登記が完了したもの）・・・ 2部
- 〈以下、返却書類等〉
- ・法人会員証（東京都行政書士会会員証）
  - ・職務上請求書（該当者のみ）

### 〈その他提出書類〉

- ・行政書士変更登録申請書（規定様式）・・・・・・・・ 2部
- ※法人解散に伴い、個人の変更登録も必要となります。（属性・事務所名称など）
- ※申請様式については、東京都行政書士会 HP「会員向け情報」より「変更登録申請のご案内（個人）」をご確認ください。
- ※法人解散後、行政書士登録を抹消する場合には清算終了届とともに登録抹消届出書をご提出ください。

## 【2】行政書士法人清算終了手続

解散の手続きを行った行政書士法人の清算人は、清算が終了した時は、遅滞無く、閉鎖登記簿謄本を添付し、主たる事務所の単位会を經由して、日本行政書士会連合会に届け出ることと規定されています。（日行連会則第53条の9）

### 必要書類

- ・行政書士法人清算終了届出書（規定様式）・・・・・・・・ 2部
- ・閉鎖登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

### 〈その他提出書類〉

- ・行政書士登録抹消届出書・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- ※行政書士登録を抹消する場合には併せてご提出ください。
- ※届出様式については、東京都行政書士会 HP「会員向け情報」より「登録抹消のご案内」をご確認ください。
- ※法人解散後も行政書士登録を継続する場合には提出不要です。

〒153-0042  
目黒区青葉台3-1-6  
電話 03(3477)2881(代)  
FAX 03(3463)0669

## 行政書士法人解散（退会）届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長

殿

法人名称

主たる事務所の法人番号

(代表) 社員

印

本行政書士法人は解散し、所属していた行政書士会から全て退会したので、日本行政書士会連合会会則第 53 条の 7 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 解散年月日                           | 年 月 日  |
| 解散事由<br><small>※該当にチェック</small> | <input type="checkbox"/> 定款に定める理由の発生<br><input type="checkbox"/> 総社員の同意<br><input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定<br><input type="checkbox"/> 解散を命ずる裁判<br><input type="checkbox"/> 行政書士法第 14 条の 2 第 1 項第三号の規定による解散の処分<br><input type="checkbox"/> 社員の欠員（社員が 1 人になり、引き続き 6 月間 2 人以上にならなかった場合） |
| 清算人                             | 氏名   |
|                                 | 住所   |
|                                 | 電話番号   |

退会した行政書士会名 ※全て記載すること。

添付書類：登記事項証明書

(以下、日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類……  登記事項証明書

|        |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決<br>裁 | 会 長 | 副会長 | 委員長 | 委 員 |     |
|        |     |     |     |     |     |
| 点<br>検 | 局 長 | 次 長 | 課 長 | 係 長 | 課 員 |
|        |     |     |     |     |     |

( )

### 行政書士法人清算終了届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会  
会長 殿

清算人氏名 印

行政書士法人の清算が終了したので、日本行政書士会連合会会則第 53 条の 9 の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

清算が終了した行政書士法人

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 清算終了<br>年 月 日   | 年 月 日 終了 |
| 清算終了<br>登記年月日   | 年 月 日 登記 |
| 主たる事務所の<br>法人番号 |          |
| 法人の名称           |          |
| 主たる事務所の<br>所在地  | 〒        |
| 特記事項            |          |

添付書類：閉鎖登記事項証明書

※ 欄が足りない場合は、適宜別用紙に必要事項を記載すること。

(以下、日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類……  閉鎖登記事項証明書

|        |     |     |     |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決<br>裁 | 会 長 | 副会長 | 委員長 | 委 員 |     |
|        |     |     |     |     |     |
| 点<br>検 | 局 長 | 次 長 | 課 長 | 係 長 | 課 員 |
|        |     |     |     |     |     |

( )